株主各位

東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番22号 内 外 テ ッ ク 株 式 会 社 代表取締役会長 権 田 浩 一

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

この度の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に罹患された方々および関係者の皆様、また、感染症の拡大により影響を受けられている皆様に、心よりお見舞い申しあげますとともに、一日も早いご回復をお祈り申しあげます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記により開催いたしますので、 ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主の皆様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、書面による事前の議決権行使にご協力くださいますようお願い申しあげます。

なお、書面によって議決権を行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日(木曜日)午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1.日 時** 2021年 6 月 25日(金曜日)午前11時(受付開始:午前10時30分)
 - <u>昨年同様、公共交通機関の混雑状況を考慮した開始時刻となっております。</u>
- 2.場 所 東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番20号 サンタワーズD棟 6階

当社 東京営業所 会議室

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

会場の座席につきましては、間隔を空けた配置とさせていた だきますので席数には限りがございます。そのため、多数の 方がご来場された場合には、入場をお断りすることがござい ます。予めご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。

3. 目的事項 報告事項

- 1. 第60期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第60期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 計算書 類の内容報告の件

決議事項議 案 取締役5名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

^^^^

〈株主様へのお願い(感染防止対策等について)〉

- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・常時着用、アルコール消毒についてご協力をお願い申しあげます。
 - なお、マスクを着用しない株主様は入場をお断りする場合がございます。
- ・会場受付で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りする場合がございます。
 - なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申 し出くださいますようお願い申しあげます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
- ・感染拡大防止のため、昨年同様、<u>お飲み物の提供やお土産の配布はございませ</u>んので、あしからずご理解のほどお願い申しあげます。
- ・昨年同様、感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申しあげます。
- ・当社役員につきましても、昨年同様、感染拡大リスクの低減および会社の事業 継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみ の出席とさせていただく可能性がございますので、何卒ご理解のほどよろしく お願い申しあげます。
- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更 新する場合がございます。

インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.naigaitec.co.jp/) より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申しあげます。

なお、事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が 生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.naigaitec.co.jp) に掲載させていただきます。

添付書類

事 業 報 告

2020年4月1日から、2021年3月31日まで

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症拡大により、 経済活動に停滞が見られました。しかし、年度後半に入り、中国経済の持 ち直し等を背景に輸出が回復するなど、電子部品、機械等の製造業の回復 基調が強まり、持ち直しの兆しがみられる展開となりました。

当社グループが参画しております半導体市場や半導体製造装置市場におきましては、5G (第5世代移動通信システム)の世界的普及の推進やデータトラフィック量の急増に伴うデータセンター需要の他、新型コロナウイルス感染拡大対策によるテレワークやステイホームに伴うパソコンやゲーム機向けなど幅広い用途で半導体需要が高まり、半導体の生産能力増強に向けた半導体メーカーの積極的な設備投資により半導体製造装置市場の拡大基調が強まりました。

FPD(フラットパネルディスプレイ)製造装置市場におきましては、積極的なモバイル向けのOLED(有機EL)投資が見られました。

このような事業環境の中、当社グループは、徹底した感染防止体制により新型コロナウイルス感染症による製造や物流など企業活動への影響を最小限に抑え、営業面では面談等の制約がある中、積極的にWebや電子メール等を活用したリモートでの提案型営業を推進しお客様のニーズに対応してまいりました。

また、これらの旺盛な半導体需要の環境を踏まえ、当社グループの「より高付加価値企業に転換していくため、従前の真空/制御技術を基盤に開発・生産性を改善し、製造事業を拡大させていく」方針に基づき、昨年12月より、新株予約権の発行による約15億円の資金調達を行い、子会社内外エレクトロニクス株式会社の生産能力拡大、自社開発・加工のリソース確保及び、倉庫・物流のグループ統合システムの構築等の投資活動を進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、半導体・FPD製造装置などの各種コンポーネンツ(部品)の販売・受託製造等が堅調に推移したことを主因に、2020年7月10日に公表いたしました業績予想を上回り、売上高267億34百万円(前連結会計年度比12.2%増)、営業利益10億49百万円(前連結会計年度比91.5%増)、経常利益10億37百万円(前連結会計年度比94.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益7億43百万円(前連結会計年度比122.5%増)となりました。

なお、セグメント別の売上高の概況は次のとおりであります。

(単位:百万円)

		区		分			売 上 高	前連結会計年度比増減
販		売		事		業	23, 867	2, 541
受	託	製	Į	造	事	業	5, 056	779
		小		計			28, 923	3, 321
消	去	ま	た	は	全	社	△2, 189	△412
		合		計			26, 734	2, 909

旺盛な半導体需要を背景とした半導体メーカーの半導体生産能力増強に向けた積極的な設備投資等を要因として、半導体・FPD製造装置等の各種コンポーネンツ及び同装置等の「販売事業」の売上高は、238億67百万円(前連結会計年度比11.9%増)となりました。

半導体・FPD製造装置等の組立及び保守・メンテナンス等の「受託製造事業」の売上高は、半導体メーカーの設備投資等を要因に受注が伸び、50億56百万円(前連結会計年度比18.2%増)となりました。

(2) 資金調達の状況

当社において、子会社内外エレクトロニクス株式会社の生産能力拡大、自社開発・加工のリソース確保及び、倉庫・物流のグループ統合システムの構築等のため、新株予約権の発行により15億5百万円を調達いたしました。

当社グループにおいて、長期借入金17億円を調達いたしました。

当社グループにおいて、運転資金の効率かつ安定的な調達を行うため、 取引銀行3行と総額11億50百万円のコミットメントライン契約を締結して おります。

当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入残高はありません。

(3) 設備投資等の状況

当社グループでは、当連結会計年度において4億1百万円の設備投資を 実施いたしました。主なものは、中長期的な半導体需要の拡大に備えた物 流戦略の一環として実施した宮城物流センターの建設であります。

これにより、今後の受注増加、業務拡大に備えるとともに、より一層の お客様サービス向上に努めてまいります。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

	区 分		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
売	上	高(千円)	28, 426, 944	25, 963, 176	23, 825, 589	26, 734, 645	
経	常利	益(千円)	1, 184, 896	621, 742	533, 886	1, 037, 540	
親会する	会社株主に る 当 期 純	帰属(千円) 利益(千円)	857, 372	409, 626	333, 935	743, 006	
1株	当たり当期約	純利益 (円)	316. 31	139. 74	114. 07	247. 31	
総	資	産(千円)	17, 058, 301	14, 520, 550	16, 165, 609	20, 510, 097	
純	資	産(千円)	5, 322, 897	5, 611, 050	5, 779, 841	8, 093, 490	

② 当社の財産及び損益の状況の推移

	区	分	第 57 期 (2017年度)	第 58 期 (2018年度)	第 59 期 (2019年度)	第 60 期 (2020年度)
売	上	高(千円)	25, 922, 806	23, 315, 288	21, 300, 383	23, 842, 433
経	常利	益(千円)	824, 573	484, 505	383, 151	677, 177
当	期純利	益(千円)	544, 219	311, 191	230, 174	479, 654
1 棋	法当たり当期 純	·利益 (円)	200. 78	106. 16	78. 63	159.65
総	資	産(千円)	13, 747, 627	11, 142, 652	12, 698, 775	16, 944, 949
純	資	産(千円)	4, 601, 963	4, 791, 939	4, 854, 556	6, 903, 977

- (注) 1. 第57期において、投資有価証券評価損19,225千円・関係会社出資金評価損23,399千円 を特別損失に計上しております。また、法人税等調整額△13,668千円を計上しております。
 - 2. 第58期において、法人税等調整額20,494千円を計上しております。
 - 3. 第59期において、投資有価証券評価損13,156千円・関係会社出資金評価損6,712千円を 特別損失に計上しております。また、法人税等調整額△10,076千円を計上しておりま す
 - 4. 第60期において、法人税等調整額△13,159千円を計上しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループが参画しております半導体・半導体製造装置市場におきましては、5Gの本格的な普及や自動車のEV化等の各種技術革新を背景に中長期的な成長が見込まれております。

このような環境の中、当社グループは、お客様・仕入先様・その他関係企業様とのサプライチェーン内における『価値の創造』を実現するため以下の課題に取り組んでまいります。

① トータル サプライチェーン プランナー企業としての基盤強化 グループシナジーを最大限発揮できるトータル サプライチェーン プランナー企業としての経営基盤を強化するため、引き続き、商社機能、製造機能、R&D機能、保守・メンテナンス機能の4つの機能の強化、充実を図り、当社グループの更なる価値向上を目指します。

商社機能の強化

安定的な部材供給を実現するとともに技術商社として、お客様の幅広いニーズの先取りに注力し、蓄積されたノウハウに基づく技術提案型営業により、単なるサプライヤーとしてではなく付加価値を提供するバリューチェーンにて仕入先様とお客様を繋いでまいります。

また、今後の受注増加に備え、物流機能の高度化を推し進めるとともに、 業務の効率化、合理化を図り、市場における当社の優位性を構築してまい ります。

製造機能の強化

市場の成長に伴う受注の増加に向けた生産設備・エリアの拡大等生産体制の整備を行うとともに、新たな製造技術の獲得により、製造領域の拡大を目指してまいります。また、製造の生産性を高め収益性の向上に取り組んでまいります。

・R&D (Research & Development:研究開発)機能の強化 真空機器開発への取組のほか、開発・設計に携わる人員の強化・拡充を 図り、当社グループの中核事業である半導体関連事業に係る開発・提案力 を高め、お客様のニーズや課題解決に取り組んでまいります。

・保守・メンテナンス機能の強化

受注の拡大に向けた人員の増強を進めるとともに、長年の開発・製造により培われた技術を生かし、保守・メンテナンス機能の強化を図り、販売から保守・メンテナンスまでの幅広いカスタマーサービスにより、お客様満足度の一層の向上を図ってまいります。

② 人材の育成

トータル サプライチェーン プランナー企業を支えるため、教育・研修の充実により、営業における提案力・コンサルティング能力のほか、製造における設計力・開発力・技術力など高い専門性を有する人材の育成を図り、市場における優位性を確保してまいります。

③ 経営管理体制の強化

コーポレートガバナンス・コードの趣旨に沿った当社のコーポレートガバナンス方針を着実に実践し、経営管理体制の継続的な改善を行うことで、その強化を図ってまいります。

コンプライアンス、情報管理、リスク管理、財務管理等の実効性のある 運用を実践することで、内部統制システムにおける各体制の強化、充実を 図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きなお一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申しあげます。

(6) **主要な事業内容**(2021年3月31日現在)

事 業 区 分	主な事業					
販 売 事 業	業 空気圧機器、同応用機器類、工作機械、電気機器、電子機器 その他工具類の売買及び輸出入					
受託製造事業	半導体・FPD製造装置等の組立及び保守・メンテナンス					

(7) 主要な営業所及び事業所(2021年3月31日現在)

① 当社

	名		称		所 在 地	名 称 所在地
本				社	東京都世田谷区	広 島 営 業 所 広島県東広島市
北	上	営	業	所	岩手県北上市	鳥 栖 営 業 所 佐賀県鳥栖市
仙	台	営	業	所	宮城県仙台市	熊 本 営 業 所 熊本県合志市
東	京	営	業	所	東京都世田谷区	鹿 児 島 営 業 所 鹿児島県姶良市
甲	府	営	業	所	山梨県甲斐市	宮城物流センター 宮城県黒川郡
長	岡	営	業	所	新潟県長岡市	九州物流センター熊本県合志市
京	都	営	業	所	京都府京都市	開発センター新潟県長岡市
大	阪	営	業	所	大阪府大阪市	

② 子会社

名称	所 在 地
1. 内外エレクトロニクス株式会社 本社 奥州事業所 仙台事業所 大働島事張所 福島事業所 東北サービスセンター 四日市サービスセンター 広島サービスセンター 長崎サービスセンター 熊本サービスセンター	東京都東京都県州市市宮宮城県県伊州市市宮宮城県県伊州市市宮宮城県県伊伊四東市市高島県県伊四東京東平市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市
2. 納宜伽義機材(上海)商貿有限公司 納宜伽義機材(上海)商貿有限公司 納宜伽義機材(上海)商貿有限公司昆山分公司	中華人民共和国上海市 中華人民共和国江蘇省蘇州市

(8) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度 末 比 増 減
販売事業	144 (14) 名	3名減(1名増)
受託製造事業	206 (206) 名	19名増(8名増)
合計	350 (219) 名	16名増 (9名増)

(注)使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社 グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー及び嘱託契約の従業員を 含み、人材会社からの派遣社員を除く。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
141(14)名	3名減(1名増)	43.4歳	11.6年

(注)使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、人材会社からの派遣社員を除く。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

(9) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会	社	名	資 ま 出 資	当社の出資比率	主要な事業内容
内外エレ	クトロニクス	株式会社	490百万円	100.0%	半導体・FPD製造装置等の組立及び保守・メンテナンス等
納宜伽義機	財(上海)商貿	貿有限公司	220百万円	100.0%	機械電子設備及びその 部品、計測計装機器の 卸売、輸出入、代理事業等

(10) 主要な借入先の状況(2021年3月31日現在)

借入	先	借	入	額
株式会社きらぼ	し銀行		1,090,	400千円
株式会社三井住	友 銀 行		655,	630千円
株式会社七十	七銀行		566,	400千円
株式会社商工組合「	中央 金庫		428,	600千円
株式会社日本政策会	融 公 庫		388,	467千円
株式会社三菱UF	J 銀 行		321,	936千円

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 8,500,000株

(2) 発行済株式の総数 3,537,543株(自己株式54,081株を含む)

(3) 株主数 2,735名

(4) 大株主(上位10名)

株	株 主		持	株数	持	株 比 率		
権	田浩	_		430千株	12. 35%			
NOMURA PE OMNIBUS-		LIMITED ASHPB)		166千株		4. 76%		
権	田 益	美		144千株		4. 14%		
権	田雄	大		135千株		3.87%		
株式会	社 き ら ぼ 1	し銀行		104千株	2.98%			
楽 天 証	券 株 式	会 社	88千株		2.53%			
高	高 橋 祐			84千株		2. 41%		
S M B C 目	興 証 券 株	式 会 社		79千株		2. 27%		
副,	島 眞	由 美		74千株		2. 13%		
S M	C 株式	会 社		60千株		1.72%		

⁽注) 持株比率は自己株式 (54,081株) を控除して計算しております。また、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株	式	数	交	付	対	象	者	数
取締役(社外取締役を除く)			1,730株						3名

⁽注) 当社の株式報酬の内容につきましては12ページ「3.(2)取締役及び監査役の報酬等の額」 に記載しております。

3. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)
 - ① 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
権田浩一	代表取締役会長	内外エレクトロニクス株式会社 取締役会長 納宜伽義機材 (上海) 商貿有限公司 董事長
岩井田 克 郎	代表取締役社長 社長執行役員	納宜伽義機材(上海)商貿有限公司 董事
佐々木 政 彦	取 締 役 執 行 役 員	内外エレクトロニクス株式会社 取締役 納宜伽義機材(上海)商貿有限公司 監事
村山憲二	取 締 役	村山公認会計士事務所 代表 株式会社J-WAVE 社外監査役 ミヨシ油脂株式会社 社外取締役
新井茂明	取 締 役	
米 澤 秀 記	常勤監査役	内外エレクトロニクス株式会社 監査役
浅野謙一	監 査 役	上野・浅野法律事務所 代表 株式会社パイオラックス 取締役監査等委員 保証協会債権回収株式会社 取締役
小 峰 光	監 査 役	小峰公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役村山憲二氏及び取締役新井茂明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 監査役浅野謙一氏及び監査役小峰光氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 3. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

社外取締役 村山憲二氏

・村山公認会計士事務所、株式会社J-WAVE及びミヨシ油脂株式会社 特別な利害関係はありません。

社外監查役 浅野謙一氏

・上野・浅野法律事務所、株式会社パイオラックス及び保証協会債権回収株式会社 特別な利害関係はありません。

社外監査役 小峰 光氏

- ・小峰公認会計士事務所
 - 特別な利害関係はありません。
- 4. 社外取締役村山憲二氏、社外取締役新井茂明氏、社外監査役浅野謙一氏及び社外監査 役小峰光氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に 届け出ております。

- 5. 社外取締役村山憲二氏及び社外監査役小峰光氏は、公認会計士として長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 6. 社外監査役浅野謙一氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役村山憲二氏、取締役新井茂明氏、監査役米澤秀記氏、監査役浅野謙一氏及び監査役小峰光氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償責任にかかる損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の役員及び管理職従業員でありますが、役員と共同被告になった場合や、他の従業員等から不当労働行為を理由に損害賠償請求を受けた場合は、当社及び当社子会社の全従業員が被保険者に含まれます。

なお、すべての被保険者について、その保険料の全額を当社が負担して おります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

EA	報酬等の総額	報酬等の種類別	対象となる	
区分	(千円)	基本報酬	株式報酬	役員の員数
取締役	99, 850	95, 100	4, 750	7名
(うち社外取締役)	(9, 600)	(9, 600)	(—)	(3名)
監査役	15, 900	15, 900	_	4名
(うち社外監査役)	(7, 200)	(7, 200)	(—)	(2名)
合計	115, 750	111, 000	4, 750	10名
(うち社外役員)	(16, 800)	(16, 800)	(—)	(5名)

- (注) 1. 上記には、2020年6月25日に退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。 また、同日取締役を退任し同日付で監査役に就任した1名につきましては、取締役、 監査役それぞれの支給人員に含めておりますので、支給人員の合計で調整しております。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、2018年6月27日開催の第57回定時株主総会において年額3億円以内(うち社外取締役分50百万円以内)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち、社外取締役は2名)です。

また別枠で、同株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は4名です。

3. 監査役の報酬限度額は、2018年6月27日開催の第57回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

② 役員の報酬等の額に係る決定に関する方針

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの助言・提言が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、次の事項を参考にし、役位ごとに総合的に勘案して決定する。

- (1) 会社の業績、経営内容
- (2) 社員給与とのバランス
- (3) 役員報酬の世間水準

なお、個人別の基本報酬は、社外役員を主要な構成員とする任意の報酬 委員会の助言・提言を尊重し、毎年年度初めの定例取締役会において決議 する。

3. 株式報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、譲 渡制限付株式とし次の事項を参考にし、役位ごとに総合的に勘案して決定 する。

(1) 前年度の連結当期純利益

(2) 今年度の連結当期純利益予想

なお、個人別の株式報酬等は、社外役員を主要な構成員とする任意の報酬委員会の助言・提言を尊重し、株主総会後最初の定例取締役会において、 基本報酬との割合、割当株式数を決議する。

なお、当社の監査役報酬は、企業業績に左右されず取締役の職務の執行を監査する権限を有する独立の立場を考慮し、基本報酬のみとしております。

また、当社の役員退職慰労金制度につきましては、2008年6月25日開催の第47回定時株主総会の日をもって廃止しております。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

ł	也 位	<u>r</u>	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況及び社外役員に期待され る役割に関して行った職務の概要
取	締	役	村山憲二	16回中16回	_	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地に基づき、会計、財務の観点から議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
取	締	役	新井茂明	就任以降開 催12回中12 回	_	取締役就任以降の当事業年度開催 の取締役会の全てに出席し、主に 半導体業界に係る専門的見地に基 づき、販売・製造事業の技術室・ 管理面・運営面について議案・ 議等に必要な発言を適宜行ってお ります。
監	查	役	浅野謙一	16回中15回	14回中14回	当事業年度開催の取締役会及び監査役会のほぼ全回に出席し、主に弁護士としての専門的見地に基づき、コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。
監	查	役	小峰 光	16回中16回	14回中14回	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地に基づき、会計・財務・内部統制の観点から発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監查法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支 払 額
当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	29,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,500千円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - ② 会計監査人の報酬等の額に当社監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認した上、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の 業務(非監査業務)である新会計基準適用に係るコンサルティング業務を 委託し対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等その必要があると判断した場合には、監査役会の決定により株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「内部統制システムの基本方針」として取締役会で以下のとおり定めております。(最終改正決議日 2016年8月10日:社内体制の変更等に基づき、所要の改訂を行っております。)

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制
 - ①取締役会は、法令等遵守のための体制を含む内部統制システムに関する基本方針を決議するとともに、定期的に整備・運用状況の報告を受ける。
 - ②社外取締役を選任することにより、取締役会の業務の執行の決定及び取締役の職務の執行に対する監督機能の強化を図る。
 - ③監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を監視 及び検証する。
 - ④取締役及び使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、「企業行動憲章」「倫理基準」「行動指針」「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」を制定する。役職員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合には直ちに取締役及び監査役に報告する体制を整備する。
 - ⑤コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、「倫理基準」や「コンプライアンス・マニュアル」の遵守状況を把握するとともに指導・教育等を行う。コンプライアンスに関する違反等の事態が発生した場合には、その内容、対処及び再発防止策を取締役及び監査役に報告する。
 - ⑥内部監査室を設置する。内部監査室は「内部監査規程」に基づき当社及び 子会社の業務全般に関し、法令・定款及び社内規程の遵守状況、職務執行 の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。
 - ⑦職員の法令違反行為に関する相談及び通報を適正に処理する仕組みとして コンプライアンス相談制度を設け、「コンプライアンス規程」「コンプラ イアンス相談制度運営要領」に基づき運用を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役会議事録その他法定の作成資料及び取締役の職務の執行に係る情報や文書は、「規程等管理規程」「文書管理規程」「ITマニュアル」等に基づき、適正に内容を記録し、保存媒体に応じて適切に保存及び管理し、社外からの不正アクセスに備えるとともに、それらを閲覧することができる体制を整備する。
- ②会社の重要な情報の開示に関連する規程を整備し、開示すべき情報が法令等に従い、適時に正確かつ十分に開示される体制を整備する。
- ③個人情報・営業秘密ほか法令上一定の管理が求められる情報については、 関連する規程を整備し、管理方法の周知徹底を図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①リスク管理体制として「リスク管理規程」を制定し、事業内容ごとに会社 経営に重大な影響を及ぼすリスクを識別し、当該リスクの発生可能性及び リスクがもたらす影響の大きさを分析し、経営環境変化等を踏まえた評価 を行い、適時かつ適切な対策を実施する。

- ②リスク管理の実効性を確保するため、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、事業活動に係る潜在リスクの把握と予防策、リスクの対処方針、経営リスクに関する対応策等の協議を行う。
- ③緊急時には「リスク管理規程」「経営リスク管理要領」「事業継続計画」 等に基づき、緊急対策本部を設置し、迅速かつ適切に対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会における審議の活性化を図るために資料の事前配布、年間の開催 スケジュールの決定、審議項目数や開催頻度の設定を行うとともに審議時 間の確保に努める。
- ②年度計画及び中期経営計画に基づいた各部門の目標に対し、それらの進捗 管理状況及び達成状況を取締役会及び経営会議に定期的に報告する。
- ③適正かつ効率的な職務執行を行うために「職務権限規程」「稟議規程」等 を制定し、職務執行に関する責任と権限を明確にする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制として、「関係会社管理規程」を定め、子会社管理担当取締役において、子会社から子会社の財務情報その他の重要な情報の報告を受ける。
- ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会運営要領」に基づき、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会において子会社の事業に係るリスクの把握と管理を行う。
- ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「関係会社管理規程」を定め、子会社管理担当取締役を置き、重要事項の事前協議や定期的に資料の提出を求めるなど必要な管理を行う。
- ④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「企業行動憲章」「倫理基準」「行動指針」「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、法令等遵守体制を整備する。

また、海外子会社においては、当該国の法令・慣習等の違いを勘案し、適切な方法により体制の整備に努める。

当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理と子会社が認めた場合、また子会社の使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合には直ちに当社取締役及び当社監査役に報告される体制を整備する。

- ⑤内部監査室は、業務の適正の確保につき、子会社の内部統制システムの整備状況の監査を実施する。
- (6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及 び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ①監査役は、監査業務に必要な事項を内部監査室に要請することができるほか、監査役が求めた場合には、監査役の職務を補助する専任の使用人を配

置する。

- ②内部監査室は監査役の要請があるときは取締役等の指揮命令を受けない。 また監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動及び評価等については、 監査役の同意を必要とする。
- (7) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人が監査役に報告する ための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ①当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人は、会社の業務または業績に影響を与える重要な事項、法令・定款に違反する、またはその恐れがある行為を発見した場合は、その事実に関する事項について、適時、適切な方法により監査役に報告を行う。なお、監査役から会社情報の提供を求められたときには、遅延なく情報の提供を行う。
 - ②当社の内部監査室及び子会社の内部監査担当は、内部監査の結果を監査役 に報告する。
- (8) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを 受けないことを確保するための体制

監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを 受けない体制の整備を行う。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の 当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する 事項

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をした ときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該 費用または債務の処理をする。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役が代表取締役社長並びに会計監査人と定期的な意見交換を行い、また内部監査室と連携を図り監査役の監査が実効的に行われる体制を整備する。
- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」 を定め、財務報告に係る内部統制の整備を行うとともに、その運用状況を 定期的に評価し、維持及び改善にあたる。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

反社会的勢力とみなされる個人及び団体とは、いかなる場合においても経済的な利益供与を行わないこと並びに社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、弁護士・警察・地域社会等と連携して毅然とした態度で組織的にその排除に取り組むことを定め、運用のための社内体制を整備する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 内部統制全般

業務執行部門から独立した内部監査室が内部監査規程、内部監査基本計画に基づき遵法のみならず業務活動の有効性や効率性、諸規定の適正性や妥当性について監査を実施しました。

また、社外取締役2名を選任し業務執行に関する監督機能の強化を図る とともに、コーポレートガバナンス委員会ではコーポレートガバナンスに 関する重要事項等について協議を行い必要に応じ取締役会に助言、提言を 行いました。

常勤監査役1名、社外監査役2名で構成される監査役会及び各監査役は、 経営全般に対し必要に応じ意見を述べました。

(2) 効率的職務執行

職務の執行が効率的に行われることを確保するため、2018年度より執行 役員制度の導入を行いました。業務執行の責任と権限を明確にし、意思決 定の迅速化を図るとともに計画実行の確実性とスピードを高めております。 2020年度におきましては、定例及び臨時開催分を合わせ、取締役会は16 回、執行役員会は13回開催しました。

(3) コンプライアンス

2015年にグループ内で制定しました「コンプライアンスと顧客信頼第一の日」(9月19日、3月19日)を中心にコンプライアンス意識の向上を目的とした教育研修のほか、新入社員導入研修、ハラスメント防止、情報セキュリティ、インサイダー情報・内部情報管理に関する教育研修を実施しました。

また、改正民法の施行に伴い、社内規程や取引基本契約書の見直しを行い、所要の改定を実施しました。

(4) リスクマネジメント及び情報セキュリティ

コンプライアンス・リスクマネジメント委員会において、当社グループ の事業活動に係る各種発生事案及び潜在リスクに対し内容の把握と予防策 の立案を行いました。

①各種コンプライアンス事項②情報管理③安全衛生④労働時間管理⑤人材育成の基本テーマを中心に個別課題について、リスクマネジメントの定着及び課題解決を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症による当社グループの企業活動への影響の最小化を図るべく当社社長を委員長とする新型コロナウイルス感染症に係るBCP委員会を毎日開催し、具体的対応の協議、指示及び指示事項の履行確認を行いました。

情報セキュリティにおきましては、電子メールのセキュリティ強化と在 宅勤務実施に係るルールの明確化を図り、情報管理についての教育を実施 しました。

(5) グループ内部統制

コーポレートガバナンス委員会では、グループの持続的成長、新たな価値創造、長期的な企業価値の最大化を図るため、グループ内部統制、グループガバナンス体制に関する協議を行い、必要に応じて取締役会へ提言しました。

また、当社取締役のうち2名が各子会社の取締役を兼職し、子会社の決議に参加する他、子会社の経営等に係る重要事項については、親会社である当社の取締役会における承認を必要とする体制をとり、これを実施しました。

内部監査室は、内部監査基本計画に基づき監査役と連携し、グループ各 社を対象に内部監査を実施しました。

(6) 財務報告に係る内部統制

内部監査室において、全社的な内部統制の検証、業務プロセスや決算・ 財務報告プロセスの運用テスト等の実施により金融商品取引法に基づく財 務報告に係る内部統制の有効性の評価を行いました。

(7) 反社会的勢力の排除

当社及び国内子会社において、反社会的勢力排除条項を含んだ契約書の締結をすすめ、また、新規の取引を始めるに当たって、反社会的勢力該当調査を実施し、反社会的勢力の排除に努めました。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

8. 剰余金の配当金等の決定に関する方針

当社では、機動的な資本政策及び配当政策を遂行するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項を取締役会の決議によって定めることができる旨、定款に規定しております。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置付けております。

配当につきましては、経営成績、財務状況及び今後の事業展開を勘案し、必要な内部留保を確保しつつ、連結配当性向25%程度を目標としながら、業績に応じた配当を継続していくことを基本方針とし、引き続き企業価値の向上に努めてまいります。

この基本方針のもと、2021年3月期の期末配当につきましては、1株当たり62円とさせていただきました。

なお、期末配当金の支払開始日は、2021年6月10日となります。

本事業報告の記載額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、記載率は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金 額	科目	金 額
流動資産	15, 585, 594	流動負債	8, 839, 471
現金及び預金	9, 512, 844	支払手形及び買掛金	3, 362, 151
受取手形及び売掛金	4, 225, 586	電子記録債務	3, 860, 872
	, ,	1年内返済予定の長期借入金	802, 029
電子記録債権	981, 843	1年内償還予定の社債	14, 000
商品及び製品	570, 755	リース債務	59, 954
仕 掛 品	66, 989	未払法人税等	266, 033
原材料及び貯蔵品	166, 487	未 払 消 費 税 等	81, 573
その他	61, 087	賞 与 引 当 金	122, 100
		そ の 他	270, 757
固定資産 	4, 924, 503	固 定 負 債	3, 577, 135
有形固定資産	3, 454, 676	社 債	30, 000
建物及び構築物	2, 218, 117	長 期 借 入 金	2, 649, 404
機械装置及び運搬具	29, 372	リース債務	74, 100
工具器具備品	16, 159	長期 未払金	66, 879
		退職給付に係る負債	700, 045
土地	1, 105, 142	資産除去債務	10, 302
リース資産	85, 883	繰延税金負債	46, 403
		負 債 合 計	12, 416, 607
無形固定資産	61, 392	純 資 産	の 部
リース資産	48,650	株 主 資 本	7, 779, 364
その他	12, 741		1, 843, 056
		資本剰余金	2, 107, 049 3, 932, 459
投資その他の資産	1, 408, 434	1	$\triangle 103, 201$
投資有価証券	619, 086	その他の包括利益累計額	314, 126
差入保証金	691, 651	その他有価証券評価差額金	302, 024
繰延税金資産	63, 992	為替換算調整勘定	12, 101
その他	33, 703	純 資 産 合 計	8, 093, 490
資 産 合 計	20, 510, 097		20, 510, 097

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2020年4月1日) 至 2021年3月31日)

	科		目		金	額
売		上	高			26, 734, 645
売	上	原	価			23, 558, 816
	売	上 総	利	益		3, 175, 829
販	売 費 及	び一般管	理 費			2, 126, 557
	営	業	利	益		1, 049, 271
営	業	外 収	益			
	受	取	利	息	5, 535	
	受	取 配	当	金	7, 621	
	仕	入	割	引	11, 128	
	助	成 金	収	入	388	
	不 重	産 取 得	税 還 付	金	4, 582	
	そ	0		他	4, 739	33, 996
営	業	外 費	用			
	支	払	利	息	38, 659	
	為	替	差	損	554	
	そ	0		他	6, 513	45, 727
	経	常	利	益		1, 037, 540
税	金等	調整前	当期 純利	益		1, 037, 540
法	人 税	、住民税	及び事業	税	319, 156	
法	人	税 等	調整	額	△24, 622	294, 533
当	i !	期 純	利	益		743, 006
親	会社株	主に帰属す	る当期純和	J 益		743, 006

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日) (至 2021年3月31日)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1, 087, 330	1, 351, 323	3, 273, 017	△102, 853	5, 608, 818
当 期 変 動 額					
新株の発行	755, 725	755, 725			1, 511, 451
剰余金の配当			△83, 564		△83, 564
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			743, 006		743, 006
自己株式の取得				△348	△348
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	755, 725	755, 725	659, 442	△348	2, 170, 545
当 期 末 残 高	1, 843, 056	2, 107, 049	3, 932, 459	△103, 201	7, 779, 364

	その他					
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計	純資産合計		
当 期 首 残 高	159, 796	11, 227	171, 023	5, 779, 841		
当 期 変 動 額						
新株の発行				1, 511, 451		
剰余金の配当				△83, 564		
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				743, 006		
自己株式の取得				△348		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	142, 228	874	143, 102	143, 102		
当期変動額合計	142, 228	874	143, 102	2, 313, 648		
当 期 末 残 高	302, 024	12, 101	314, 126	8, 093, 490		

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

- 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記
 - (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社

・連結子会社の数 2社

・連結子会社の名称 内外エレクトロニクス株式会社

納宜伽義機材(上海)商貿有限公司

② 非連結子会社 該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

計分法適用会社
 持分法非適用会社
 該当ありません。
 該当ありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、納宜伽義機材(上海)商貿有限公司の決算日は12月31日であります。 連結計算書類作成にあたっては、当該子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算 日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連 結子会社の決算日は連結決算日と同一であります。

- (4) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの 連結決算末日の市場価格等に基づく時価法によってお

ります。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しております。)

・時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

ロ. デリバティブ 時価法によっております。

ハ. たな卸資産 移動平均法による原価法によっております。(貸借対

照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法に

より算出しております。)

② 重要な固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 定率法を採用しております。

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附

属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した 建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

ロ. 無形固定資産 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社

内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

ハ. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額

法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

口. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞 与支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上して おります。

- ④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
 - イ. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
 - ロ. 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので特例処理を採用しております。
 - ハ. 退職給付に係る負債の計上基準は、当連結会計年度末における退職給付債務(自己都 合退職による期末要支給額)の見込額に基づき計上しております。

2. 重要な会計上の見積もりに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 繰延税金資産 63,992千円 繰延税金負債 46,403千円
 - (注) 繰延税金資産・繰延税金負債は一部相殺表示しております。
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

新型コロナウイルス感染症による影響については、今後の収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあると考えておりますが、2022年3月期下半期に落ち着きを取り戻し経済環境が急変しないとの一定の仮定に基づく将来の課税所得の見積りに基づき、繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産は、税務上の将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得し得る課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受け、実際に 生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 表示方法変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

2,358,345千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

預金48,000千円建物1,168,889千円土地849,185千円投資有価証券253,237千円計2,319,312千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金710,517千円長期借入金2,271,550千円計2,982,067千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,935千株	602千株	一 千株	3,537千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の 種 類	配当金 の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年5月14日 取締役会	普通株式	83,564千円	29円	2020年3月31日	2020年6月11日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種 類	配当金 の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	215,974千円	62円	2021年3月31日	2021年6月10日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等に限定し、また、資金調達については主として銀行等金融機関からの借入により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理に関する内部管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結決算末日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません ((注)2参照)。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額(*)	時価 (*)	差額
① 現金及び預金	9, 512, 844	9, 512, 844	_
② 受取手形及び売掛金	4, 225, 586	4, 225, 586	_
③ 電子記録債権	981, 843	981, 843	_
④ 投資有価証券 その他有価証券	532, 061	532, 061	_
⑤ 支払手形及び買掛金	(3, 362, 151)	(3, 362, 151)	_
⑥ 電子記録債務	(3, 860, 872)	(3, 860, 872)	_
⑦ 社債(1年以内に償還予 定のものを含む。)	(44, 000)	(43, 906)	△93
⑧ 長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む。)	(3, 451, 433)	(3, 450, 277)	△1, 155
⑨ デリバティブ取引	_	_	_

- (*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。
- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
 - ① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金、並びに③ 電子記録債権 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳 簿価額によっております。
 - ④ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

- ⑤ 支払手形及び買掛金、並びに⑥ 電子記録債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳 簿価額によっております。
- (7) 社債

当社の発行した社債の時価は、市場価格がないため、元利金の合計額を同様の社債の発行を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑧ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記⑨参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑨ デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記®参照)

(注) 2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額87,025千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャ ッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認めら れるため、「④ 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

また、差入保証金(連結貸借対照表計上額691,651千円)は、市場価格がなく、かつ 将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難 と認められるため、記載から除いております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

2,323円40銭

1株当たり当期純利益

247円31銭

9. 研究開発費に関する注記

一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 32,398千円

10. コミットメントライン契約に関する注記

運転資金の効率かつ安定的な調達を行うため、取引銀行3行とコミットメントライン契約 を締結しております。

当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとお りであります。

コミットメントライン極度額の総額

1,150,000千円

借入実行残高

一 千円

差引額

1,150,000千円

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

当社グループにおける会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症による影響 は、各拠点にて、厳重な対策を実施した上で事業活動を継続し、足元の業績も堅調に推移し ていることから、かかる状況が秋口まで続くと仮定したとしても、現時点では限定的と考え ております。

なお、不確実性が更に高まった場合には将来における実績値に基づく結果が、これらの見 **積り及び仮定とは異なる可能性があります。**

貸 借 対 照 表 (2021年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の	部	負債の部	. 1 🗔 /
科目	金 額	科 目 金	額
流 動 資 産	13, 188, 676	1	5, 236
現金及び預金	7, 943, 578	1	1,080
受 取 手 形	191, 079	1	0, 399
電子記録債権	750, 717		7, 500
		1	7, 592 4, 000
売 掛 金	3, 709, 618		2, 596
商品	540, 181	未 払 金	5, 617
前 払 費 用	31, 110		3, 956
関係会社短期貸付金	13, 320	1	7,000
その他	9, 069	1	7, 749
 固定資産	3, 756, 273		7, 100
	1, 298, 214		3, 449
有形固定資産			5, 735
量 物	625, 813	1	0, 000 7, 744
構築物	71, 391		2, 486
器具備品	4, 545	1	6, 850
土 地	567, 742		5, 359
リース資産	22, 363	退職給付引当金 30	4, 319
その他	6, 358		8, 975
			0, 972
無形固定資産	48, 271	純資産の部	4 050
電話加入権	3, 690		1, 953
リース資産	37, 493		3, 056 7, 049
ソフトウェア	7, 087		5, 206
投資その他の資産	2, 409, 787		1,843
投資有価証券	619, 086	1	5, 048
関係会社株式	853, 000		4, 538
			0, 510
関係会社出資金	75, 934		0,000
関係会社長期貸付金	143, 390		0, 510
差入保証金	689, 490	1	3, 201 2, 024
敷 金	26, 933		2,024
その他	1, 953		3, 977
資 産 合 計	16, 944, 949		4, 949

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2020年4月1日) 至 2021年3月31日)

	科	目		金	額
売	上	高			23, 842, 433
売	上 原	価			21, 376, 477
売	上	総利	益		2, 465, 955
販売	費及び一般	管 理 費			1, 825, 289
営	業	利	益		640, 666
営	業外	収 益			
	受 取 利 息	及 び 配 当	金	16, 360	
	受 取	賃 貸	料	32, 084	
	仕 入	割	引	7, 811	
	業務	受 託	料	6, 144	
	そ	0)	他	2, 897	65, 299
営	業外	費用			
	支払利息	及び社債利	息	20, 632	
	賃 貸 収	入 原	価	3, 742	
	そ	0)	他	4, 413	28, 787
経	常	利	益		677, 177
税	引 前 当	期 純 利	益		677, 177
法	人税、住民	税及び事業	税	210, 682	
法	人 税	等 調 整	額	△13, 159	197, 523
当	期	純 利	益		479, 654

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日) 至 2021年3月31日)

							(+1:	L . 111)
			株	主	資	本		
			資本剰余金			利益	剰余金	
	70c + ^			the +		その他利	益剰余金	ful #
	資本金	資 本 金	その他資本剰余金	資 余 金計	利益準備金	別途積立金	繰 越益金	利金金計
当 期 首 残 高	1, 087, 330	1, 019, 480	331, 843	1, 351, 323	24, 538	670, 000	1, 664, 420	2, 358, 958
当 期 変 動 額								
新株の発行	755, 725	755, 725		775, 725				
剰余金の配当							△83, 564	△83, 564
当 期 純 利 益							479, 654	479, 654
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	755, 725	755, 725	_	755, 725	_	_	396, 090	396, 090
当 期 末 残 高	1, 843, 056	1, 775, 206	331, 843	2, 107, 049	24, 538	670, 000	2, 060, 510	2, 755, 048

	株主資本		評価・換算差額等		At We de A 31
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等 合 計	純資産合計
当 期 首 残 高	△102, 853	4, 694, 759	159, 796	159, 796	4, 854, 556
当 期 変 動 額					
新株の発行		1, 511, 451			1, 511, 451
剰余金の配当		△83, 564			△83, 564
当 期 純 利 益		479, 654			479, 654
自己株式の取得	△348	△348			△348
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)			142, 228	142, 228	142, 228
当期変動額合計	△348	1, 907, 193	142, 228	142, 228	2, 049, 421
当 期 末 残 高	△103, 201	6, 601, 953	302, 024	302, 024	6, 903, 977

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式

② その他有価証券

時価のあるもの

移動平均法による原価法によっております。

決算末日の市場価格等に基づく時価法によっておりま す。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売 却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

- (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法
 - ・デリバティブ

時価法によっております。

- (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 商品・貯蔵品

移動平均法による原価法によっております。(貸借対 照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法に より算出しております。)

- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附 属設備は除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した 建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

定額法を採用しております。

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

③ リース資産

ただし、ソフトウェア (自社利用分) については、社 内における利用可能期間 (5年) に基づいております。 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法を採用しております。

- (5) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につ いては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込 額を計上しております。

② 賞与引当金

③ 退職給付引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞 与支給見込額のうち当期負担額を計上しております。 従業員に対する退職給付に備えるため、当期末におけ る退職給付債務(自己都合退職による期末要支給額) の見込額に基づき計上しております。

- (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - ① 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - ② 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので特例処理を採用して おります。

2. 重要な会計上の見積もりに関する注記

金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金負債 55,359千円 (注)繰延税金資産・繰延税金負債は相殺表示しております。
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 新型コロナウイルス感染症による影響については、今後の収束時期等を正確に予測する ことは困難な状況にあると考えておりますが、2022年3月期下半期に落ち着きを取り戻し 経済環境が急変しないとの一定の仮定に基づく将来の課税所得の見積りに基づき、繰延税

繰延税金資産は、税務上の将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得し得る課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受け、実際に 生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類等において認 識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変 更された場合に、翌事業年度以降の計算書類等において認識する金額に重要な影響を与え る可能性があります。

3. 表示方法変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日) を当事業年度の年度末に係る計算書類等から適用し、計算書類等に重要な会計上の見積り に関する注記を記載しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

856, 254千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

 建物
 304, 451千円

 土地
 352, 647千円

 投資有価証券
 253, 237千円

 計
 910, 335千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金384,760千円長期借入金1,498,640千円計1,883,400千円

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 75,765千円 短期金銭債務 291,645千円

(4) 保証債務

① 関係会社の金融機関からの借入等に対する債務保証額 内外エレクトロニクス株式会社

216,430千円

② 関係会社の仕入債務に対する債務保証額 納宜伽義機材(上海)商貿有限公司

859千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

 売上高
 76, 209千円

 仕入高
 2, 608, 235千円

 その他の営業取引
 2, 409千円

 営業取引以外の取引高
 40, 657千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	53,954株	127株	一株	54,081株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

退職給付引当金	92,604千円
減損損失	57, 463千円
長期未払金	20,342千円
商品等評価損	23,868千円
賞与引当金	20,418千円
投資有価証券評価損	11,752千円
関係会社株式評価損	20,388千円
関係会社出資金評価損	43,839千円
その他	24,067千円
繰延税金資産小計	314,744千円
評価性引当額	△238,836千円
繰延税金資産合計	75,908千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	131,267千円
繰延税金負債合計	131,267千円
繰延税金資産(負債)純額	△55,359千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等 (単位:千円)

種類	会社等の名称	議 決 権 等 の で で で で で で で で か の で の で 割 の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (注) 5	科目	期末残高 (注) 5
子会社	内外エレク トロニクス 株 式 会 社	・レク f ・クス 100% i 会 社 ii	商品の販売 及び仕入 債務保証 担保の提供 設備の乗供 設備の援助	商品販売(注)1	70, 366	売掛金	67, 276
				商品仕入(注)1	2, 608, 235	買掛金	290, 510
				業務受託手数料	5, 297	_	_
				倉庫・事務所賃借(注)2	2, 399	前払費用	219
				工場賃貸(注)2	32, 084	前受収益	3, 484
				債務保証等(注)3	216, 430	_	_
				資金の貸付(注)4	_	関係会社	13, 320
						短期貸付金	13, 320
						関係会社	143, 390
						長期貸付金	143, 390
				受取利息	3, 275	未収収益	51

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 市場価格、総原価を勘案して随時価格交渉の上、取引条件を決定しております。
 - 2. 倉庫・事務所・工場の賃貸借については、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。
 - 3. 当社は内外エレクトロニクス株式会社の銀行借入に対して債務保証、不動産及び預金担保の提供を行っており、「取引金額」は期末残高を記載しております。 なお、保証料は受領しておりません。
 - 4. 資金の貸付については、市場金利を勘案し、決定しております。
 - 5. 取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益 1,981円93銭 159円65銭

10. コミットメントライン契約に関する注記

運転資金の効率かつ安定的な調達を行うため、取引銀行2行とコミットメントライン契約 を締結しております。

当事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントライン極度額の総額

800,000千円

借入実行残高

一 千円

差引額 800,000千円

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

内外テック株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

> 指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員 業務執行社員 公認会計士 **葛** 貫 誠 司 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、内外テック株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、内外テック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の 執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものでは ないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案する ために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業 会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の 表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示して いるかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する 十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督 及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会にして、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、 及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

内外テック株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

> 指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 **甚** 貫 誠 司 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、内外テック株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整 備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の 執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書におい て独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤 謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に 影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関することが求められている。監査人の結論は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会にして、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、 及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

以上

監査役会の監査報告 謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施 状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人から その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めまし た。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1)事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を 正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反 する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2)連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

内外テック株式会社 監査役会 常勤監査役 米 澤 秀 記 ⑩ 社外監査役 浅 野 謙 一 卿 社外監査役 小 峰 光 卿

以上

株主総会参考書類

議 案 取締役5名選任の件

現任取締役5名は本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 ^{が 名} (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	権	1980年4月 株式会社埼玉銀行入行 1984年5月 当社入社 1995年5月 当社取締役 1996年6月 当社常務取締役 1997年6月 当社代表取締役専務 1999年6月 当社代表取締役社長 2017年4月 当社代表取締役会長(現任) 〈重要な兼職の状況〉 内外エレクトロニクス株式会社 取締役納宜伽義機材(上海)商貿有限公司 董事長 〈候補者とした理由〉 1999年6月の代表取締役社長就任以降、経営者として豊富な経験と見識を有しており、2017年4月からは代表取締役会長として当社グループの企業価値向上に向けてリーダーシップを発揮しております。また取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するための取締役候補者として適任であると判断いたしました。	430, 313株

候補者 号	氏 ⁹ 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株式 数
2	岩井田 克 郎 (1958年4月13日生)	1982年4月 SMC株式会社入社 2012年11月 当社入社 営業本部 部長 2014年6月 当社取締役 2015年6月 当社専務取締役 2017年4月 当社代表取締役社長(現任) 〈重要な兼職の状況〉納宜伽義機材(上海)商貿有限公司 董事 〈候補者とした理由〉 半導体業界での長年にわたる豊富な経験と知見を有しており、専務取締役営業本部長として営業部門を統括しておりましたが、2017年4月からは代表取締役社長として経営手腕を発揮しております。また取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するための取締役候補者として適任であると判断いたしました。	11,943株
3	養 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	1981年4月 株式会社東京都民銀行入行 2011年4月 当社出向 経営企画室長 2014年3月 当社入社 経営企画室長 2014年6月 当社取締役(現任) 〈重要な兼職の状況〉 内外エレクトロニクス株式会社 取締役 納宜伽義機材(上海)商貿有限公司 監事 〈候補者とした理由〉 長年の金融業務の経験で蓄積された深い経験と知識を活かし、経営企画、総務、人事、経理等の管理部門に幅広くその実力を発揮しております。また、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するための取締役候補者として適任であると判断いたしました。	7, 716株

候補者番 号	底 " 名	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社
	(生年月日)	(重 要 な 兼 職 の 状 況)	の 株 式 数
4	社外取締役 村 山 憲 二 (1954年10月21日生)	1977年4月 東京西ソニー販売株式会社入社 1982年11月 学校法人 東京会計専門学校勤務 1984年10月 監査法人中央会計事務所入所 1988年3月 公認会計士登録 2003年7月 中央青山監査法人代表社員 2007年8月 新日本有限責任監査法人シニアパートナー 2017年7月 村山公認会計士事務所開設 (現任) 2019年6月 共元会社J-WAVE社外監査役 (現任) 2019年6月 株式会社J-WAVE社外監査役 (現任) 2021年3月 ミョシ油脂株式会社社外取締役(現任) 〈重要な兼職の状況〉村山公認会計士事務所 代表株式会社J-WAVE 社外監査役 ミョシ油脂株式会社 社外取締役 (現任) 公認会計士をしての専門的な知見並びに企業会計に関する豊富な経験を有しており、中立的かつ容を観的な視点からその知識と経験に基づいた助言や提言をいただくことにより、独立した立場からの外部視点を経営に取り入れ、業務執行に対する一層の監督機能の強化が期待されております。また、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与しており、等務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するための社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。	0株

1978年4月 株式会社循研入社 1983年3月 株式会社アドバンテスト入社 2006年6月 株式会社アドバンテストマニュファク チャリング 生産部門 統括部長 2010年7月 株式会社アドバンテスト 副理事 2020年6月 当社取締役 (現任) 社外取締役 (重要な兼職の状況) ございません。 (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 長年にわたり半導体製造装置の製品開発、生産管理 業務に携わっており、半導体製造装置の製品開発、生産管理 業務に携わっており、半導体業界に関する場合は対象	候補者番 号	É	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
を	5	m	1983年3月 株式会社アドバンテスト入社 2006年6月 株式会社アドバンテストマニュファクチャリング 生産部門 統括部長 2010年7月 株式会社アドバンテスト 副理事 2020年6月 当社取締役(現任) 〈重要な兼職の状況〉 ございません。 〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉長年にわたり半導体製造装置の製品開発、生産管理業務に携わっており、半導体業界に関する豊富な知識と経験を有しております。その知識と経験に基づいた助言や提言をいただくことにより、独立した立場、外部視点による、業務執行に対する監督機能の一層の強化が期待されることから、当社グループの持続的な成長を実現するための社外取締役候補者として適任	300株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 村山憲二氏及び新井茂明氏は、現に当社の社外取締役であります。村山憲二氏の在任期間は、本総会終結の時をもって3年、新井茂明氏は1年であります。
 - 3. 村山憲二氏及び新井茂明氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同 取引所に届け出ており、本議案が承認された場合には、引き続き独立役員として届け 出る予定であります。
 - 4. 当社は、村山憲二氏及び新井茂明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、 同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償 責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。再任のご承認をいただいた 場合、両氏との当該契約を継続する予定であります。
 - 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保 険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償責任にかかる損害を当 該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任 した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時 においても同内容での更新を予定しております。

以 上

第60回 定時株主総会会場 ご案内図

会 場 東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番20号 サンタワーズD棟 6階 当社 東京営業所 会議室

> 東急田園都市線 三軒茶屋駅 世田谷通り口から徒歩約3分 東急世田谷線 三軒茶屋駅から徒歩約5分

